

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドの基板又はインゴ

ット、ブールその他のプリフォームを追加する等所要の規定の整備を行うこと。
(別表第一関係)

第二 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

第三 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則第二項関係)